

令和7年度 第1回名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会

日時：令和7年5月9日（金）午後2時00分から

場所：イーブルなごや

1 標準服導入に向けた基本方針（案）について

- (1) 標準服導入の背景
- (2) 名古屋市立中学校の制服の現状
- (3) 標準服導入に向けた基本方針（案）
 - ・ 導入目的
 - ・ 仕様について
 - ・ 販売・流通について
 - ・ 学校における標準服の導入について
- (4) スケジュール

令和7年5月～8月 意見聴取会の開催 仕様書の作成

令和7年8月末～9月上旬 デザイン・仕様書の公開

令和7年9月～12月 各学校での検討期間（※令和9年度に標準服を導入する学校）

2 その他

第2回の日程 7月8日（火）午後2時30分～ 於：イーブルなごや

名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会委員名簿
常任委員

氏名	所属等
服部 太	名古屋市立鳴海中学校 校長
大矢 章弘	名古屋市立当知中学校 教諭
尾関 利昌	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 会長
大関 朋子	名古屋市立小中学校 P T A 協議会 副会長
伊藤 敬一	株式会社イトウ 代表取締役会長
佐藤 信介	株式会社学生衣料イナガキ 代表取締役社長
井上 靖司	株式会社トンボ 名古屋支店 管理部副部長 兼 販売部 企画提案課長
木村 泰崇	株式会社和光 代表取締役
真壁 朋弘	名古屋菅公学生服株式会社 第一営業部部長

臨時委員

関口 敦史	日本毛織株式会社 名古屋営業所長
-------	------------------

(敬称略)

名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会運営規程

令和7年3月7日

教育長 決 裁

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立中学校の標準服に係る今後のあり方を検討するにあたり、幅広く意見を求めることを目的とした「名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会」（以下「意見聴取会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 意見聴取会は、次の各号に掲げる委員により構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校管理職の代表者
- (2) 教員の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

(臨時委員)

第3条 教育委員会は、前条の委員に加えて、所掌事項の審議のため必要な学識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(会議の開催)

第4条 意見聴取会の会議は、必要の都度教育委員会が招集する。

(意見の聴取等)

第5条 必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 意見聴取会は、これを公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育委員会が公開しないと決めたときは、この限りではない。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について意見交換を行う場合
- (2) 公開することにより公正かつ円滑な意見聴取会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 意見聴取会の傍聴については、名古屋市立中学校標準服のあり方に関する

意見聴取会傍聴要項を適用する。

(謝金)

第7条 委員等への謝金は、別表のとおりとする。

(庶務)

第8条 意見聴取会の庶務は、教育委員会事務局教育支援部義務教育課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、意見聴取会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育支援部長が定める。

附 則

この基準は、令和7年3月7日から施行する。

別表

区分	報酬額
委員及び臨時委員（市職員を除く。）	1回 12,600円
備考：業務が2時間を超える場合、報酬を増額することができる。	

名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会傍聴要項

(目的)

第1条 この要項は、名古屋市立中学校標準服のあり方に関する意見聴取会（以下「意見聴取会」という。）の会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他の必要な事項について定めることを目的とする。

(傍聴者の定員及びその決定方法)

第2条 傍聴者の定員及びその決定方法は、教育委員会事務局教育支援部長（以下「部長」という。）が定めるものとする。

(傍聴の手続)

第3条 意見聴取会の会議の傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 携帯電話その他音を発生する機器の電源を切ること。
- (4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、部長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、意見聴取会が傍聴を認めない議題に関する懇談等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第8条 傍聴者は、部長及び義務教育課の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要項の規定に違反したときは、部長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、部長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第10条 部長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要項の周知を図らなければならない。

(委任)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、意見聴取会の会議の傍聴に関し必要な事項は、部長が決定するものとする。

附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立中学校標準服導入に向けた基本方針(案) (R7・4月時点)

1 標準服の導入目的

- ・ 汎用性のあるブレザー型標準服を導入することで、より多くの業者の参入を促し、適正な競争を働かせることで、価格の低減、保護者の経済的負担の軽減につなげる。

2 仕様について

- ・ 保護者の経済的負担の軽減や多様な選択肢の確保を図るために、外観や基本的な仕様は統一するものの、縫製メーカーは、生地・機能性の違いや創意工夫により、複数価格帯を設定できるものとする。

3 販売・流通について

- ・ 標準服を取り扱う販売店については、全ての生徒・体型について対応できること及び学校における販売・採寸が可能であることを条件とする。
- ・ 強度・耐用性などの基準を設け、その基準を達成している標準服には、「名古屋市標準」の認証マークを発行する。

4 学校における標準服の導入について

- ・ 令和9年度以降の導入とし、各校において、生徒・保護者の意見等を踏まえ、導入方法・時期を判断する。なお、導入する場合は、導入年度の前々年度1月までに、販売業者へ通達する。
- ・ エンブレム、ボタン、ネクタイなどは学校独自のものでも可とする。ブレザーが標準服で、スカート・スラックスは学校独自でも可とする。

(案)

名古屋市立中学校

制服仕様書

(2027 年度～)

初版：2025 年 10 月

本仕様書に記載されている内容は、名古屋市教育委員会が定めた
名古屋市内中学校新標準服デザインの基準と仕様です。
この規定に沿って製造し、審査に合格することで制服を製造・販売することができます。
手順に沿って申請・製造するようお願い致します。

この制服のデザインの権利は名古屋市教育委員会に帰属します。

名古屋市教育委員会

2025 年 10 月

申請方法

①販売参入を希望する販売業者は本仕様書の規定に基づいて、下記サイズにてサンプルを手配・製造すること

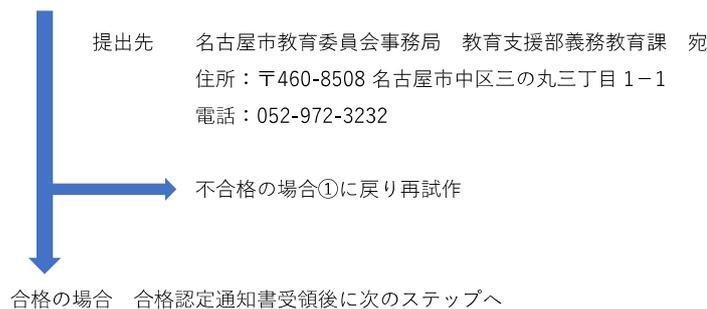
ブレザーサイズ	: I型 170A、II型 160A 各1着
スラックスサイズ	: ウエスト 76 cm×丈は問わない
II型スラックスサイズ	: ウエスト 63 cm×丈は問わない
スカートサイズ	: ウエスト 63 cm×丈は問わない

※サンプルでの申請は冬物のみで可
※製造販売を希望するアイテムのみで可
※サイズは各社規格の内、最も近いサイズで可

②別紙申請書に上記サンプルと下記の書類等を添えて名古屋市教育委員会に提出し、規定・品質での合格認定を受けること

i.使用素材（表地）の物性試験書（日本国内の検査専門機関発行のもの）

- ・他販売店にて製品ナンバーを取得済みの製品を販売する場合は、巻末の申請書に製品ナンバーを記載し、製造アパレルからの出荷証明書を提出することで代替可
- ・申請に対する審査は受付より約1ヶ月で実施します



③合格認定を受けた製品モデルの販売準備を始める

- ・名古屋市標準服マークは申請者が製造し、服種ごとに付けること

*仕様変更の要望が出た場合は、上記と同じ手順で申請、審査を行う

*許可なく認定外の製品を販売した場合、認定を取り消す

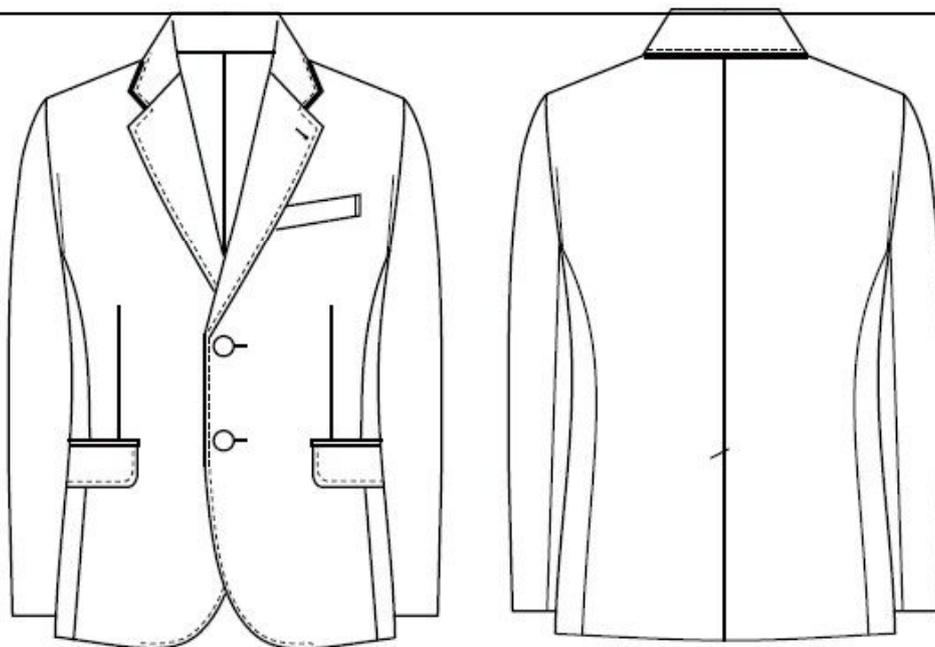
仕様書

仕様内容【I型ブレザー上衣】

品名：シングル右前ブレザー上衣 2ツ釦2ツ掛

表地	…	マスター素材同等スペック品（p.6に定める基準を満たしたもの）
裏地	…	無地で派手な色で無い物（刺しゅうなどは不可）
衿	…	ラベル穴があること
胸ポケット	…	左胸にポケットがある事（切りポケット仕様）
腰ポケット	…	左右脇にポケットがある事（切りポケット仕様） ポケットの角度は水平とし、斜め（スラントポケット）は不可
袖口	…	袖ボタンはなしで、反射テープ（幅3mm程度、長さは規定なし）を付ける事
後ろ身	…	センターベント
前立て	…	前合わせは右前を基本とする チェンジボタン式で左右の前合わせを変更出来る仕様も可とする ボタンは名古屋市指定のデザインとする
その他	…	名古屋市標準服マークを内側任意の位置に付ける事

デザイン



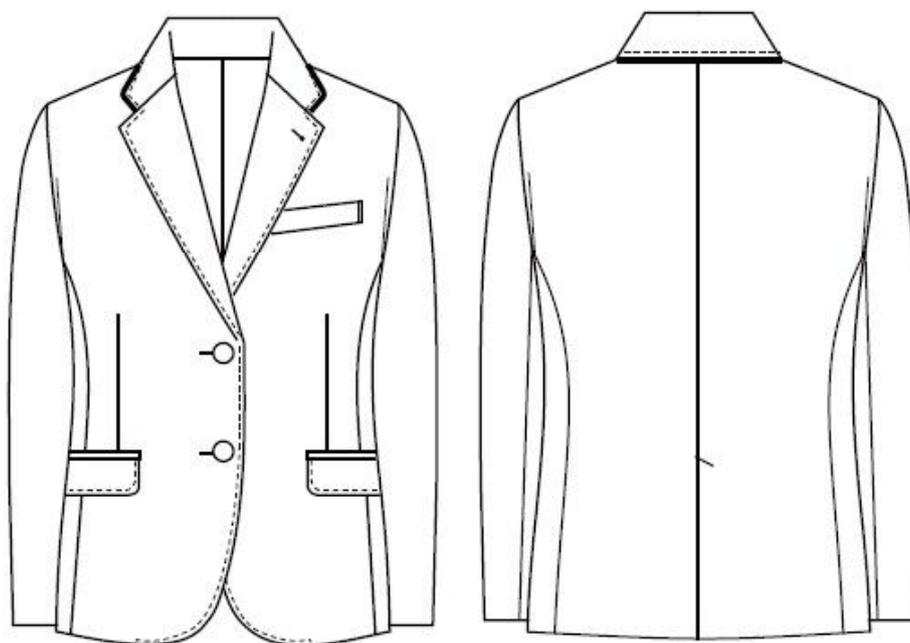
仕様書

仕様内容【Ⅱ型ブレザー上衣】

品名：シングル左前ブレザー上衣 2ツ釦2ツ掛

表地	…	マスター素材同等スペック品 (p.6に定める基準を満たしたもの)
裏地	…	無地で派手な色で無い物(刺しゅうなどは不可)
衿	…	ラベル穴があること 上衿にグレーのパイピングを縫い付けること
胸ポケット	…	左胸にポケットがある事(切りポケット仕様)
腰ポケット	…	左右脇にポケットがある事(切りポケット仕様) ポケットの角度は水平とし、斜め(スラントポケット)は不可
袖口	…	袖ボタンはなしで、反射テープ(幅3mm程度、長さは規定なし)を付ける事
後ろ身	…	センターベント
前立て	…	前合わせは左前を基本とする チェンジボタン式で左右の前合わせを変更出来る仕様も可とする ボタンは名古屋市指定のデザインとする
その他	…	名古屋市標準服マークを内側任意の位置に付ける事

デザイン



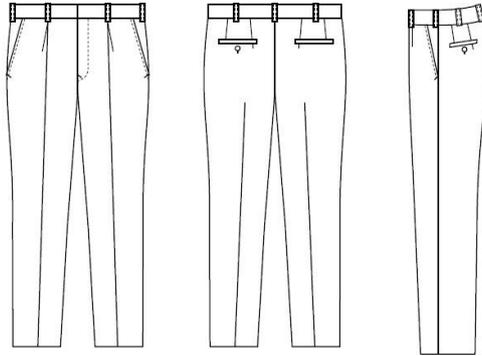
仕様書

仕様内容【スラックス（Ⅰ型・Ⅱ型）】

品名：ブレザー用ワンタックスラックス

表地	…	マスター素材同等スペック品（p.6に定める基準を満たしたもの）
タック	…	ワンタック
形	…	ストレートタイプを基準とし、変形・改造した物は禁止
裾	…	シングル仕上げ
その他	…	名古屋市標準服マークを内側任意の位置に付ける事

デザイン

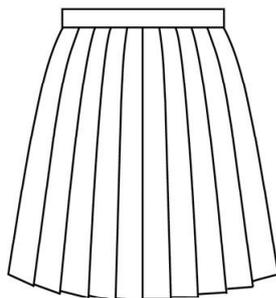


仕様内容【スカート】

品名：20車ヒダスカート

表地	…	マスター素材同等スペック品（p.6に定める基準を満たしたもの）
プリーツ	…	ヒダ数は20ヒダとし、プリーツ加工をしてヒダがとれないようにする事
その他	…	名古屋市標準服マークを内側任意の位置に付ける事 柄合わせは p.7 に記載

デザイン



素材物性確認項目

下記内容の素材物性試験検査を日本国内の検査専門機関で行い、名古屋市教育委員会へ提出し、品質認証を得てください
品質認証の合格には下記必須基準クリアが条件となります

○プレザー

項目	基準	試験方法
組成（混紡率）	規定なし	JIS L1030-2
洗濯寸法変化率 （20回洗濯）	経 ±2%以内	JIS L1930 C3G法
	緯 ±2%以内	
プレス寸法変化率	経 ±1.5%以内	JIS L1096 H-2法
	緯 ±1.5%以内	
ピリング	(10時間) 4-5級以上	JIS L1076 A法
	(20時間) 4級以上	
	(30時間) 3-4級以上	
耐摩耗（マーチンデール）	35,000回以上	JIS L1096 E法
推奨素材との色差	△E1.5以内	日立カラーアナライザーC-2000S II 使用 視野10° 光源D65 4枚重ねにて測定

○スラックス・スカート

項目	基準	試験方法
組成（混紡率）	規定なし	JIS L1030-2
洗濯寸法変化率 （20回洗濯）	経 ±2%以内	JIS L1930 C3G法
	緯 ±2%以内	
プレス寸法変化率	経 ±1.5%以内	JIS L1096 H-2法
	緯 ±1.5%以内	
ピリング	(10時間) 4-5級以上	JIS L1076 A法
	(20時間) 4級以上	
	(30時間) 3-4級以上	
耐摩耗（マーチンデール）	35,000回以上	JIS L1096 E法

○夏スラックス・スカート

項目	基準	試験方法
組成（混紡率）	規定なし	JIS L1030-2
洗濯寸法変化率 （20回洗濯）	経 ±2%以内	JIS L1930 C3G法
	緯 ±2%以内	
プレス寸法変化率	経 ±1.5%以内	JIS L1096 H-2法
	緯 ±1.5%以内	
ピリング	(10時間) 4-5級以上	JIS L1076 A法
	(20時間) 4級以上	
	(30時間) 3-4級以上	
耐摩耗（マーチンデール）	35,000回以上	JIS L1096 E法

検査専門機関は以下4法人を例示しますが、その他での試験を希望する場合は、事前に義務教育課までご確認ください

機関名	事業所名	所在地
一般財団法人カケンテストセンター	東海事業所	愛知県一宮市松降1-1-13
一般財団法人日本繊維製品品質技術センター	名古屋試験センター	名古屋市北区辻本通1-59
一般財団法人ケケン試験認証センター	中部事業所	愛知県一宮市竈屋4-14-4
一般財団法人ボーケン品質評価機構	名古屋試験センター	名古屋市中区栄1-25-15

推奨素材

下記素材は p.6 の必須基準を全て満している推奨素材です。使用を必須とするものではありません

○ブレザー上衣

メーカー	〇〇〇〇株式会社
品番	
色番	
混率	ポリエステル〇〇%/ウール〇〇%
機能	緯ストレッチ 10%、ウォッシュアップル
測色値	色相 (H) 〇〇、明度 (V) 〇〇、彩度 (C) 〇〇 L*〇〇、a*〇〇、b*〇〇

○冬スラックス (I型・II型)

メーカー	〇〇〇〇株式会社
品番	
色番	
混率	ポリエステル70%/ウール30%
柄幅	経〇〇mm×緯〇〇mm

○冬スカート (I型・II型)

メーカー	〇〇〇〇株式会社
品番	
色番	
混率	ポリエステル70%/ウール30%
柄幅	経〇〇mm×緯〇〇mm

○夏スラックス

メーカー	〇〇〇〇株式会社
品番	
色番	
混率	ポリエステル70%/ウール30%
柄幅	経〇〇mm×緯〇〇mm

○夏スカート

メーカー	〇〇〇〇株式会社
品番	
色番	
混率	ポリエステル70%/ウール30%
柄幅	経〇〇mm×緯〇〇mm

スラックス柄

スカート柄

※画像は原寸ではありません

他の素材を使用する場合は下記が条件となります

①混率に制限なし

②著しく光沢のあるものや薄地のものは不可

③色は推奨素材と一見感が同じであること

※ブレザー上衣用素材は推奨素材の色相を基準に $\Delta E1.5$ 以内を基準とする (試験方法は p.6 に記載)

推奨副資材

下記推奨副資材は使用を必須とするものではありませんが、準じた仕様にて作成してください

品名：名古屋市統一ボタン

素材 … ○○○○
サイズ … 直径○○mm
色 … ○○○○
フチ … ○○○○
製造業者 … ○○○○株式会社

品名：名古屋市標準服マーク

素材 …
サイズ … 幅○○mm×高さ○○mm
製造業者 … ○○○○株式会社

— 制服に関する問い合わせ先 —

名古屋市教育委員会事務局 教育支援部義務教育課

住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1

電話：052-972-3232

(案)

記入日 年 月 日

名古屋市教育委員会 御中

名古屋市立中学校 標準服 審査申請書 兼 誓約書

名古屋市立中学校の標準服販売を希望するため、下記の通り製品の審査を希望します。
なお、提出書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。誓約した内容に違反する事実が判明した場合は、名古屋市教育委員会の指示に従います。

記

1.申請者

所在地 _____
商号または名称 _____
代表者名 _____ 代表者印 _____

担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

2.申請アイテム

※製品ナンバー欄は他販売店より申請・承認済の製品を取り扱う際のみ記入する

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

品名	
縫製メーカー	
表地メーカー	
表地品番・色番	
※製品ナンバー	

①上記情報と合わせ、規定サイズの製品サンプルと表地の物性試験書（日本国内の検査専門機関発行のもの）を提出すること

②品名欄には以下いずれかを記載すること

・Ⅰ型ブレザー上衣 ・Ⅱ型ブレザー上衣 ・Ⅰ型スラックス ・Ⅱ型スラックス ・スカート

素材違いや仕様違いなど、同一アイテムで複数点の審査を希望する場合は、識別できるよう品名の後ろに①②など番号をつけること

③他販売店にて合格認定を受けた製品を販売する際は、製品ナンバー欄を記入し製品供給元からの出荷証明書を提出すること

その場合、製品サンプル及び使用素材（表地）の物性試験書は提出しなくてもよい

以上